



コンクール

生活を中心として展開されるのである。このように婚姻は、明暗二筋道の性格を持つて、人生行路に於て必ず経験しなければならぬ普遍的な制度である。

又婚姻制度は人類誕生の源泉であり、この婚姻によつて、夫婦親子の關係即ち家族を生じ、家族の集團が種族を、更に民族を、社会をそして国家を形成するに至つてゐる。法律も倫理、経済も更に宗教も芸術も人間の本质から流れ出たものである以上、何も彼も婚姻關係から出発してゐると思へらるるのである。

婚姻が人間生活の核心を形成し、出発点であると稱せられる所以も然に存する訳で、戸籍の届出についても、婚姻届がその源泉をなしてゐると思へることも出来るのであります。

婚姻といふ言葉は法律上二つの意味に使われている。一つは終生の共同生活を目的とする。一男一女の法律的結合關係の意味と、その二は、かような關係を創設する

婚姻について

ための要式の法律行爲、即ち結婚行爲そのものの意味である。

一の婚姻とは「終生の共同生活を目的とする一男一女の法的結合関係」をいうというのは、ロマンチックな現実と比し、極めて無味乾燥な表現であるが簡単にいえば、その目的が終生の共同生活をするにあるという事になるが終生とは、一生その当事者において共同生活をしなければならぬものであつて、一度結婚すると最早死ぬ迄、その夫婦は離婚ができ

婚姻について

ないものであるという意味では、決してない。「一年間だけ結婚してよう」「来年の十一月まで結婚してよう」この様な期限附の婚姻を禁し又「初恋の人が行方不明なので、その人が見つかる迄結婚してよう!」「あの人が結婚してくれる迄、あなたと結婚してよう!」というような条件付きの婚姻を禁止しようとする意味であるが、共同生活というのは、色々な団体に於ける共同生活とは違つて、所謂健康生活の意味で「共に食ひ、

飲みかた寝る」という意味で特に共に寝るということに意義がある。

しかし必ずしも子供を得ることを目的とするものでないから、受胎能力のない婦人や受胎させる能力のない男性の結婚を禁止するとか、又子がない事をもつて、離婚の原因とすることがないことは勿論である。

「一男一女の法律的結合関係」であるといふことは、夫一妻主義のことを言ふいふのである。

法律の結合関係といふのは、法律上の要件を具備しなければならぬといふ意味では、戸籍法の定めるところによつて婚姻の届出をしない限り婚姻とは認められないという意味である。二の夫婦関係を創立するための要式の法律行為を、当事者が夫婦にならうといふ自由意志に基づく行為といふのであつてこの要式行為とは、法律行為であることには、争ひはないが、如何なる性質の法律行為に属するかといふことは、戸籍実務の上には関係がないが契約である又契約ではない、或いは共同行為であるといふ、三つの説がある。

(一) 当事者間に婚姻について合意があること。合意とは、結婚をするという意思の合致のこととて、詐欺や、強迫で決せられたとき、人違ひとか、本人の不知の間に届出された場合は無効である。

(二) 婚姻の適令に達したこと、男子満十八才女子満十六才に達しなければ婚姻をすることはできない。しかし、我が国の民法には最高年令に対する制限はないので、八十才の老人が十八才の娘と婚姻する雇書が提出があつたら受理しななければならない。

(三) 重婚できないこと

配偶者のあるものは重ねて婚姻することは出来ない。この婚姻とは法律上の婚姻を意味し、事実婚を含まない意味である。従つて戸籍上婚姻の記載がない場合は、例え他人と事実婚があつても婚姻届は出来るのである。

例 女は、前婚の解消又は、取消の日から六ヶ月を經過した後でなければ再婚することはできない。

民法は絶対的の單一婚制度を強制しているから再婚してもよいのであるが、女については、生れてくる子供の父が、不明になつた又血統の混淆を防止する意味で六

基くものであり、近代的医学の発達に伴い現在では優生学的生理学的理由も附加せられて、理解されるべきが、これは偶々一致した事実に過ぎないもので、その根本は矢張道義と風致上に在るものと考へられる。法定近親間とは

(イ)直系血族又は、三親等以上の傍系血族、は、婚姻する等が出来ない。但し養子と養方の傍系血族の間に、(民法七三四条) (ウ)直系姻族の間では、婚姻することが出来ない。(民法七三五条) (エ)養子関係に基づいて曾つて親族であつた者の婚姻は出来ない。

以上のような親族関係にある者又は、あつた者の間では結婚が出来ないものである。

(イ)未成年の子が婚姻するには父母の同意を要する。これは、未成年の子の思慮の淺薄を補ふ未成年者に保護の規定であつて、旧法時代におけるが如き、家族的な監督や父母の権威を保持するためのものではない。又父母の一方が同意しなくとも一方の同意だけで足りることになつており養父母と実父母があつた場合にも、そのうちの一人の同意さえあればよい。

以上は、日本人を当事者とする

狩獵法を守る

最近は何年か狩獵をたのしむ人が増えて、今年は何県かの狩獵地も、例年になく活況を呈することが、予想されるが、狩獵に行く場合、これだけなげんざりしなければならぬこととし、狩獵法で定められている制限のうちおもなものを挙げる。

- (1) 期間 毎年十一月一日から翌年三月十五日迄
- (2) 時刻 日ノ出から日没迄場所 ①次のところは銃獵禁止地域。
 - (イ)市街地、人家稠密地区、多人數が集つてゐる所。
 - (ロ)鳥獸保護区、禁獵区。
 - (ハ)公道、公園。
 - (ニ)社寺の境内、墓土
- (ホ)銃彈がどくおそれのある人畜、建物、汽車、電車、艦船などにひつて発射してはいけない

(4) 狩獵解禁中(十一月一日—三月十五日)でも、とくに捕獲してゐる鳥類が制限されている鳥獸。

(イ)十一月一日から翌年一月十五日迄と定められてゐるもの。
キジ ヤマドリ、コウライキジ
(ロ)十二月五日から翌年二月末日迄と定められてゐるもの。

つて 狩猟の注意

狩猟には 手続が必要で

十一月一日は狩猟解禁日。これから年の三月十五日迄は、ハンターにとって待望の狩猟シーズンであるが狩猟には、公安委員の統制の所轄許可証とともに、知事の狩猟免許が必要である。また空氣銃でも、知事の狩猟登録票がなければ、狩猟できないから、狩猟に行けば、狩猟法を守つて必ず所要の手續を履行したい。

これら狩猟免許と狩猟登録票は、狩猟解禁中の來年三月十五日迄、県庁の林務課及び各地方事務所で申請を受け付けている。申請には、狩猟税及び県の手数料を拂わなければならない。税額と手数料は次のとおりで、狩猟税は証紙（県税務課及び各県税務事務所で発売）でよいが、手数料は県金庫に現金で拂込む。

▼狩猟免許（獵銃）

- ① 農業者及び所得のない者 税 一、八〇〇円 手数料 一〇〇円
- ② 農業者以外の者及び所得のある者、税三、六〇〇円 手数料 一〇〇円

▼狩猟登録票（空氣銃）

20

昭和十五年九月十五日、徳川美術館にて、第二次回夏の二宮宮寫眞展、即ち此館の創立十周年紀念展として、結果如何にと案じて居りました処、宝玉は隠すともし人に知られたる如く、賢明な好写眞家は遠近の別なく平調な風光に技を加えて立派な寫眞を御贈与下されたこの一事実を知ると、湘南の二宮町は觀光地として認識を得た事と存じます。本年の體験賞は二〇九点で、優秀作品は多く菊花薫る文化の日發表展示会並に入選賞授与式を舉行しました。參觀者は昨年より盛況でした。入選者は次の通り

推薦一名	中村浦海浴場
〃	横濱市 鹿野光英
特選二名	横濱市 景
〃	横須賀市 鈴木太一郎
〃	横濱市 巴ナガロ
入選五名	朝もや 善波喜代治
〃	平塚市 東原 律
〃	釣 篠原利夫
〃	秦野市 篠原利夫
〃	藤沢市 海岸風景
〃	藤沢市 片野武夫
〃	二宮町 中込 富雄
〃	浜市

[illegible]

ばならないことになっている。男性には、期間のないことは、いうまでもない。この期間の起算点は、前婚の解消の日即ち、離婚届が受理された日であつて、事実婚を止めた日ではない事に注意しなくてはならない。然し女でも、前の夫と再婚する場合等は、待婚期間の必要はない。

(四) 法定直系親間の婚姻でないこと。これは遺棄と風致上の理由にと。

★平塚税務署より

お知らせ

所得税元二 equal 納期は十一月三十日限りです。すなわち期に完納されまして明るいお正月をお迎へしませう。

期日に遅れますと利息税額、延滞加算税額等余計な負担となりますので是非其納期内に完納して下さい。

納税は最寄の銀行、郵便局また税務署の窓口にお納め下さい。

要件である。我が国の婚姻法は婚姻の成立につき、形式主義を採っているもので、例え事実上の夫婦関係があつても、その届出がない限り法律上の婚姻が成立しない事になっている。その規程が婚姻の届出である。届出は、戸籍法に規定された婚姻届書に規則で定められた様式に従つて、届出をすればよいのである。

◆家屋建築（新築、増築）に伴う届出について

皆様が新築又は増築された建物の建築申告がお済でせうか。未だ申告していない方は至急申告されるよう御願ひします。（税務課で取扱いして居ります。）



(5) シカは、本県では捕獲が禁止されている。

★陸上・海上・航空
各自衛隊を募集

防衛庁では陸上、海上、航空の各自衛官を募集している。

採用予定人員は陸上約七千人、海上約九百人、航空約三百人で、入隊時期は、昭和三十三年三月以降。応募資格は、昭和三十三年三月一日現在で十八才以上二十五才未満の者（昭和七年三月二日から同十四年三月一日迄の間に生れた者）で中学卒業程度の学力ある者とおお身長一五五センチ以上、胸囲八キロ以上であること。

滋養業者は、農業収入が所得の
 六割以上を占めている旨の市
 町村長又は税務署長の証明、
 所得のない者はその旨の税務
 署長の証明が必要である。
 視力は、陸上、航空は大体眼鏡を
 かけた場合○、八以上、海上は眼
 上をかなないで○、八以上である
 こと。
 願書の受付は十二月十五日迄で
 二宮野役場に申し込む。
 試験は、昭和三十三年一月十八日
 から同月三十一日迄の間に、一日目
 で筆記（国語、数学、社会）口述
 の試験と身体検査を行う。

狩獵法を守つ

最近では平々狩獵をたのしむ人があつて、今年は県下の狩獵地も、一年にならぬ活況を呈することが、想されながら、狩獵に行つ場合、ただけはせん守らなければならぬこととし、狩獵法で定められている制限のうちおもなものを擧る。

●期間 毎年十一月一日から翌年三月十五日迄

●時刻 日ノ出から日没迄

●場所 川次のところは銃獵禁止地域。

●市街地、人家稠密地区、多人數が集つてゐる所。

●鳥獸保護區、禁獵區。

●公道、公園。

●社寺の境内、墓土

●銃彈がとくおそれのある人畜、建物、汽車、電車、艦船などにむけて發射してはいけぬ

●銃獵解禁中（十一月一日から三月十五日）でも、とくに捕獲してよゝ期間が制限されてゐる鳥獸。

●十一月一日から翌年一月十五日迄と定められてゐるもの。

●キジ、ヤマドリ、ウライギギ

●十二月十五日から翌年二月末日迄と定められてゐるもの。

て 狩猟の注意

狩猟には 手続が必要である

十一月一日は狩猟解禁日。これに先づき、三月十五日迄は、ハンパンとして狩猟の狩猟シーズンであるが、公安委員の統制許可証と、知事、狩猟登録員がなければ、狩猟できないから、狩猟に行者は狩猟法を守つて必ず所要の設備を履行した。

これら狩猟免許と狩猟登録票は、狩猟解禁中（来季三月十五日迄）の林務課及び各地方事務所での申請を受けて、申請には、猟銃及び県の手数料を拂わなければならない。税関と手数料は次の通りで、狩猟税は紙証（果税課及び各県事務所で発売）であるが、手数料は現金で現金拂込む。

狩猟免許（猟銃）

- ① 農業者及び所得のない者 税一、八〇〇円
- ② 農業者以外の者及び所得のある者 税三、六〇〇円

狩猟登録票（空気銃）

20

